

交	00	01	5年
(令和13年3月末まで保存)			
(令和13年3月末まで有効)			

交 規 第 6 6 号
令 和 7 年 5 月 1 4 日

交通 部 内 所 属 長 殿
各 警 察 署 長

交 通 部 長

自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の運用に関する細目について
自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」という。）に関する細目については「自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）の運用に関する細目について」（令和2年3月30日付け交規第682号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号）が本年4月1日から施行され、保管場所標章が同日に廃止されたことに伴い、今後の運用は下記のとおりとするので、事務処理上、誤りのないようにされたい。

なお、本通達の実施により旧通達は廃止する。

記

1 車台番号照会について

(1) 登録情報処理機関に対する車台番号照会のタイミング

OSSシステムを用いた、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書に規定する申請（以下「通知申請」という。）では、車台番号が確定していない場合には、申請者は、車台番号に代わるものとして、自動車販売店から提供される固有の番号（車両特定番号）を用いて申請することが可能であり、当該申請に係る場所の位置を管轄する警察署長（以下「警察署長」という。）は、当該申請に係る審査の過程において、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第6章の2に規定する登録情報処理機関に対し、当該車両特定番号をもとに車台番号を照会することとなる。車台番号については、申請後の任意の時期に登録情報処理機関に提供され、登録情報処理機関は、その提供を受けて、警察署長からの照会に回答することとなるが、当該申請に対する審査期間を短縮するため、当該照会にあつては、当該申請に係るすべての補正が終わった時点で行うこととされたい。

なお、OSSシステムでは、申請に係る補正指導と登録情報処理機関に対する車台番号照会を同時に行うことはできないので、注意されたい。

(2) 車台番号照会期間及び補正可能期間を超過した場合の扱い

登録情報処理機関に対する車台番号の照会期間は、登録情報処理機関側のシステム

の設定上、登録情報処理機関において検索が開始された日から30日間(土日、祝祭日を含む。)とされており、また、通知申請に係る補正可能期間は、OSSシステムの設定上、申請に係る補正指導が行われた日の翌日から5日間(土日、祝祭日、年末年始を除く。)とされている。

行政手続法(平成5年法律第88号)第7条によれば、申請が到達した行政庁は、申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請者に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請によって求められた許認可等を拒否しなければならないこととされている。この点について、通知申請においても、上記の期間内に、車台番号の照会を行い、又は申請の補正を求めることとなるが、これらの期間内に、車台番号について回答が得られない(登録情報処理機関に車両特定番号に対応する車台番号が提供されない。)又は申請者からの補正がなされない場合は、申請の形式上の要件に適合しない申請として、当該申請を却下することとなる。

2 代理人によるOSSに係る申請における申請者本人と代理人との委任関係の確認に関する受付機能について

(1) 個人番号カード又は商業登記電子証明書によるOSSに係る申請データの受付機能

OSSのインターフェイスシステム(以下「インターフェイス」という。)における申請受付時に、個人番号カード又は商業登記電子証明書(以下「個人番号カード等」という。)を使用することにより申請データに付された電子署名の検証及び申請データと委任状データの突合を行っている。

(2) 印鑑証明書等によるOSSに係る申請データの受付機能

印鑑証明書等によるOSSに係る申請では、申請者は個人番号カード等を使用せずに申請を行うこととなるため、インターフェイスにおける電子署名の検証等の作業に代えて、受付審査により当該国土交通大臣等が委任関係を有効と判断したものについては、国土交通大臣等の決裁の後「当該申請の委任関係を確認した」旨の電文をインターフェイスに送信することとなる。インターフェイスにおいて、受理した上記電文に係る申請データのみについて、保管場所証明を含むその後の手続に進めることとなるものである。

(3) 印鑑証明書等によるOSSに係る申請データの受付機能に関する留意事項

上記(2)に記載した国土交通大臣等からインターフェイスへの電文の送信等の手続については、国土交通大臣等から警察署長への情報の通知として取り扱うものとする。

(4) 代理申請の受付機能

上記(2)の印鑑証明書等による申請のうち、行政書士による代理申請については、OSSインターフェイスの受付機能において、代理人が各警察署の保管場所証明審査後に運輸管理部若しくは運輸支局(以下、「運輸支局等」という。)での受付審査を行う審査フローを選択した場合、運輸支局等での受付審査時に、運輸支局等において行政書士が持参した印鑑証明書及び委任状の確認を行うこととする。

行政書士は、OSS申請時に電子署名を行い、電子証明書と併せて送信することとなり、インターフェイスにおいて系統的に当該電子証明書の正当性等の確認並びに代理申請者の本人確認を行うこととなる。

また、警察で個別に委任状による代理権を確認する必要があるため、インターフェ

イスの申請受付画面に委任状画像データの添付項目が新設され、行政書士が同データを添付した場合のみ、次の申請処理へ進むことを可能としている。

(5) 代理申請の受付機能に関する留意事項

上記(4)の手続については、各警察署の保管場所証明審査において、添付された委任状画像データと連絡者の情報を突合するなど、委任関係の有効性を判断し、同データの内容に不備等があれば補正指導を行うが、警察署から運輸支局等への保管場所証明通知後、運輸支局等において代理申請者が持参した印鑑証明書及び委任状の確認を行うため、保管場所証明通知後に事後訂正を行わないこと。

これらについては、国土交通省自動車局自動車情報課長と警察庁交通局交通規制課長との間で申し合わせを行っている（「自動車保有関係手続のワンストップサービスにおける印鑑証明書及び委任状の活用に伴う国土交通大臣等から警察署長への情報の通知等の変更について」（令和2年3月23日付け警察庁丁規発第33号））。

3 一括申請機能について

OSSにより大量に申請を行う必要があるため一括申請を行おうとする者は、当該機能の使用等に関する利用規約への同意を行い、OSSのシステム管理者の承認を得て、当該申請者が申請に用いるシステムからインターフェイスに対して申請データを一括して申請するために必要なプログラム、ID及びパスワードを取得する。当該申請者は、上記プログラムをシステムに組込むことにより、大量の申請データの送信・処理進捗状況の確認作業の自動化が可能となるものである。

なお、上記プログラムを利用した申請は、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）第2条第2項の内容を充足するものである。

4 保管場所証明事務を行う警察署に対する指導事項

(1) 通知申請の有無等の確認の励行

通知申請の有無の確認を1日に複数回行い、申請が長時間放置されることのないよう努めるとともに、車台番号が確定していない車両に係る申請について登録情報処理機関に車台番号を照会した場合、回答の有無について定期的に確認するなど、事務の進捗状況をこまめに確認し、無用な処理期間の遅滞がないよう努めること。

(2) 通知申請の迅速な処理

通知申請を認知したときは、現地調査員に対する速やかな引継ぎを行い、決裁終了後は当日のうちに当該運輸支局等への通知の手続を行うなど可能な限り迅速に処理し、通知申請の処理期間の短縮に努めること。

(3) 本部による処理状況の点検及び巡回指導の実施

交通規制課は、本部に設置してある端末を用い定期的に通知申請の処理進捗状況を確認し、処理の遅滞を発見した場合は、所轄警察署に対し必要な指示を行うこと。また、各署に対し定期的に巡回を行い、保管場所証明事務担当者に対して教養を徹底し、通知申請の処理手続について習熟を図るとともに、申請の処理手続が適正に行われていること等を確認し、必要に応じ是正指導を行うこと。

5 OSSの運用における行政書士法及び行政書士法施行規則に関する留意事項

行政書士法（昭和26年法律第4号）第19条第1項ただし書により、「定型かつ容易

に行えるものとして総務省令の定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者」が電磁的記録を作成する場合については、業として行政書士法第1条の2に規定する業務を行うことができるところ、行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第20条第2項の規定により、行政書士法第19条第1項ただし書に規定する総務省令で定める者は、社団法人日本自動車販売協会連合会（以下「自販連」という。）とされている。

行政書士法施行規則第20条第1項の規定により、通知申請の手続において、自販連が業として行うことができるのは、自動車保管場所証明申請書に記載すべき事項の入力に限られ、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第1条第2項各号に掲げる書面（使用権原疎明書面、所在図及び配置図。以下「使用権原疎明書面等」という。）に係る電磁的記録の作成を業として行うことはできない。したがって、これを業として行った場合は行政書士法違反となることから、各警察署にあっては、各自販連支部、自販連会員ディーラー及び系列販売協会に対し、法令の遵守が図られるよう所要の指導等を行うこと。

なお、行政書士法及び行政書士施行規則に照らし、通知申請を行おうとする場合における以下の行為について、総務省令で定める者が他人の依頼を受け報酬を得て行うことができるのか否かについて、総務省自治行政局行政課の回答では、次のとおりであるので、各自販連支部、自販連会員ディーラー及び系列販売協会に対して指導等を行う際の参考とされたい。

- (1) 電子計算機用ソフトウェアを使用して、使用権原疎明書面等に係る電磁的記録を作成する行為（(2)の行為を除く。）

この行為は、行政書士法第1条の2に規定する業務に該当し、かつ、行政書士法施行規則第20条に定める手続にも含まれないことから、総務省令で定める者が他人の依頼を受け報酬を得て行うことはできない。

- (2) 画像データに変換されて警察署長に送信される使用権原疎明書面等であって既に作成されているものについて、これをスキャナーで読み取る行為

この行為は、行政書士法第1条の2に規定する電磁的記録を作成する業務に該当しないため、総務省令で定める者が他人の依頼を受け報酬を得て行うことができる。

なお、総務省令で定める者以外の者が行う場合でも法上の問題を生じない。

- (3) 既に作成されている使用権原疎明書面等に係る電磁的記録を読み取り又は送信を受け（読み取りをし又は送信を受ける電子情報処理組織の端末におけるプログラムが自動的に行うデータ変換、並び替え、画面上の配置を含む。）た上、そのままOSSシステムを用いて警察署長に送信する行為

(2)に同じ。